

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 千葉地域農林業センター設置管理条例の一部を改正する条例
- (2) 千葉市農業者健康増進施設設置管理条例の一部を改正する条例
- (3) 千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び千葉市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (4) 千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- (5) 千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- (6) 千葉市立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例
- (7) 千葉市公民館設置管理条例の一部を改正する条例
- (8) 千葉市都市公園条例の一部を改正する条例
- (9) 千葉市水道給水条例の一部を改正する条例

令和7年12月16日

千葉市長 神谷俊一